

## 第2部 環境の状況及び保全・創出に関して実施した施策

### 第1章 自然共生社会ぎふづくり

#### 第1節 生物多様性の確保

##### 1 野生生物の生息地、生育地の保護

###### (1) 自然環境保全地域<自然環境保全課>

本県の自然環境保全地域は、「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、昭和51年2月3日に「能郷白山」ほか3地域を指定したのをはじめ、16地域(2,957ha)が指定されている。

自然環境保全地域では、各種行為の規制を行うとともに、自然の主要な構成要素である植生について、継続的にその動向を把握し、適正な保護管理のための資料を得るため、自然環境変遷動向調査を実施している。

平成27年度は、北の俣・水の平自然環境保全地域(飛騨市)、関ホテルの川自然環境保全地域(関市)及び岩の子自然環境保全地域(本巣市)の調査を実施した。

###### (2) 緑地環境保全地域<自然環境保全課>

「岐阜県自然環境保全条例」に基づき、自然環境保全地域のほか、市街地及び集落地並びにこれらの周辺地を対象に、緑地環境保全地域を指定している。平成17年2月に長野県山口村の本県中津川市への編入により越県合

併が行われ、新たに中津川市馬籠が指定されたことで、県内の指定は16地域(654ha)となった。緑地環境保全地域は、市街地等にある樹林地、水辺地、その他これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的としている。

表2-1-1 自然環境保全地域等の状況

(平成28年3月末現在)

| 区分       | 地域数 | 面積<br>(ha) | 内 訳      |          |
|----------|-----|------------|----------|----------|
|          |     |            | 特別地区(ha) | 普通地区(ha) |
| 自然環境保全地域 | 16  | 2,956.87   | 1,918.56 | 1,038.31 |
| 緑地環境保全地域 | 16  | 654.38     | 129.28   | 525.10   |
| 計        | 32  | 3,611.25   | 2,047.84 | 1,563.41 |

備考) 県自然環境保全課調べ

図2-1-1 自然環境保全地域等の位置図

- 自然環境保全地域
- ▲ 緑地環境保全地域



備考) 県自然環境保全課調べ

(3) 生物多様性ぎふ戦略の策定と推進<自然環境保全課>

生物多様性基本法第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考えるー生物多様性ぎふ戦略の構築ー」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化することから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとした。

平成27年度は、外来生物対策を目的としたストップ外来生物シンポジウムを開催し、有識者による基調講演、意見交換を行った。また、「外来生物リポーター」制度に基づく生物多様性ぎふデータベースの整備を行った。

引き続き、「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」に基づき、県公共工事においても生物多様性保全の推進を図る。

(4) 野生鳥獣の保護<自然環境保全課>

ア 鳥獣保護区等の指定

鳥獣の保護・増殖を図るため、平成27年度は期間満了に伴う鳥獣保護区の期間更新を10箇所において行った。

休猟区は、狩猟鳥獣の増加を図るため、知事が3年の期間を定めて指定することとしており、平成27年度は2箇所、2,695haを指定した。

特定猟具使用禁止区域(銃猟)は、銃猟による危険を未然に防止するため、又は、静ひつを保つため必要と認めた場合に、知事が10年の期間を定めて指定するものである。平成27年度は18箇所、10,217haを指定した。

この他、立木竹の伐採等を制限して野生鳥獣の生息環境そのものを守る特別保護地区が、国指定2箇所、2,510ha、県指定20箇所、1,594ha指定されている。

表2-1-2 鳥獣保護区等の指定状況(国指定鳥獣保護区含む)  
(単位: ha)

| 区分          | 年度    |        |        |        |
|-------------|-------|--------|--------|--------|
|             | H25年度 | H26年度  | H27年度  |        |
| 鳥獣保護区       | 箇所数   | 110    | 110    | 109    |
|             | 面積    | 78,771 | 77,727 | 75,819 |
| 上記のうち特別保護地区 | 箇所数   | 23     | 23     | 22     |
|             | 面積    | 4,354  | 4,354  | 4,104  |
| 休猟区         | 箇所数   | 13     | 10     | 8      |
|             | 面積    | 14,458 | 8,493  | 7,463  |
| 特定猟具使用禁止区域  | 箇所数   | 137    | 138    | 138    |
|             | 面積    | 70,366 | 70,848 | 70,933 |

備考) 県自然環境保全課調べ

イ 放鳥

放鳥事業は、主要な狩猟鳥であるキジ等を放鳥して増殖することにより狩猟資源の維持を図るため、「第11次鳥獣保護事業計画」に基づき生息適地である鳥獣保護区にキジ450羽、ヤマドリ20羽を放鳥した。

ウ 鳥獣保護思想の普及

野生生物保護功労者及び愛鳥週間にちなんで募集したポスターの入賞者を表彰し、入賞した愛鳥ポスターを展示して愛護精神の普及啓発に努めている。

エ 傷病希少野生鳥獣の保護

傷病等により保護された希少野生鳥獣を収容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図っている。

また、平成26年度に野生鳥獣リハビリセンターが開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリが同センターで実施できるようになった。

なお、ボランティアで傷病鳥獣の保護飼養に当たっていただく「野生動物リハビリレーター」については、第11次鳥獣保護事業計画(計画期間:平成24~28年度)において県が救護する鳥獣種を限定することに伴い、平成23年度末で廃止した。

オ 鳥獣による被害の防除

野生鳥獣は、農林水産業に被害を及ぼす場合もある。このため、野生鳥獣被害防止助成金の交付や、有害鳥獣捕獲が適正かつ効果的に実施されるよう市町村等に技術的援助を実施した。

カ 生息調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の調査を県内全域で行った。

また、第二種特定鳥獣管理計画策定のため、ニホンカモシカの生息調査を行った。

表2-1-3 ガン・カモ・ハクチョウ類の調査結果

| 年度     | 区分 | ガン類(羽) | カモ類(羽) | ハクチョウ類(羽) | 合計(羽)  |
|--------|----|--------|--------|-----------|--------|
| 平成25年度 |    | 2      | 21,056 | 13        | 21,071 |
| 平成26年度 |    | 0      | 23,521 | 115       | 23,636 |
| 平成27年度 |    | 4      | 21,254 | 10        | 21,268 |

備考) 県自然環境保全課調べ

キ クマとの共存

ツキノワグマの出没情報を県域統合型GISを活用し、地図情報「クママップ」として県ホームページで公開して、県民への注意喚起を行った。

ク ワシタカ環境レンジャー

猛禽類及びその生息地を保護するため、「ワシタカ環境レンジャー」を166名の県民に委嘱(期間:平成23年10月1日から3年間)し、希少猛禽類の生息情報を収集してきた。しかし、報告実績が年数件にとどまっていたことから同レンジャーを平成26年9月末をもって廃止し、民間に活動を委ねることとした。

(5) 生態系に配慮した林業の推進

ア 地域森林計画<林政課>

森林の有する水源かん養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物

多様性保全、木材生産の各機能を高度に発揮させるため、流域を単位とした森林の取扱基準及び森林資源からみた整備目的を定めた地域森林計画を、長良川森林計画区において樹立し、木曽川、揖斐川、宮・庄川、飛騨川の各森林計画区においては計画変更を行った。

イ 林地開発の許可<治山課>

森林の適正な利用を確保することを目的に、「森林法」に基づく林地の開発の許可等に関する審査及び指導を行っている。林地開発許可及び保安林転用解除の状況は表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 林地開発の許可及び保安林の転用解除の状況

(1) 林地開発許可(新規)の状況

単位: 件数(件)、面積(ha)

| 開発の目的・年度 | 合計 |    | 工場・事業場用地の造成 |    | 住宅用地の造成 |    | 別荘地の造成 |    | ゴルフ場の設置 |    | レジャー施設の設定 |    | 土石の採掘 |    | 道路の新設・改築 |    | その他 |    |
|----------|----|----|-------------|----|---------|----|--------|----|---------|----|-----------|----|-------|----|----------|----|-----|----|
|          | 件数 | 面積 | 件数          | 面積 | 件数      | 面積 | 件数     | 面積 | 件数      | 面積 | 件数        | 面積 | 件数    | 面積 | 件数       | 面積 | 件数  | 面積 |
| 平成25年度   | 7  | 13 | 2           | 3  | -       | -  | -      | -  | -       | -  | -         | -  | -     | -  | 4        | 7  | 1   | 3  |
| 平成26年度   | 10 | 34 | 5           | 19 | -       | -  | -      | -  | -       | -  | -         | -  | 1     | 3  | 2        | 4  | 2   | 8  |
| 平成27年度   | 9  | 39 | 4           | 18 | 1       | 7  | -      | -  | -       | -  | -         | -  | -     | -  | 3        | 11 | 1   | 3  |

備考) 1 県治山課調べ

2 開発行為に係る森林面積が1haを超えるものが対象

(2) 保安林指定の解除状況(民有林)

単位: 件数(件)、面積(ha)

| 申請事由・年度 | 区分       | 合計       | 指定理由の消滅(法第26条第1項関係) |        |         |        |        |         |          | 公益上の理由(法第26条第2項関係) |         |        |        |        |         |          |         |
|---------|----------|----------|---------------------|--------|---------|--------|--------|---------|----------|--------------------|---------|--------|--------|--------|---------|----------|---------|
|         |          |          | 計                   | 休用施設用地 | 住宅建物等用地 | 工業等用地  | 農業用地   | 土砂等採掘用地 | その他      | 計                  | 林道用地    | 道路用地   | その他    | 施設等用地  | 信発施設送用地 | 等ダム施設・用地 | 公団事業等用地 |
| 平成25年度  | 件数<br>面積 | 6<br>3   | -<br>-              | -<br>- | -<br>-  | -<br>- | -<br>- | -<br>-  | 6<br>3   | -<br>-             | 3<br>1  | -<br>- | -<br>- | -<br>- | -<br>-  | -<br>-   | 3<br>2  |
| 平成26年度  | 件数<br>面積 | 31<br>25 | 17<br>8             | -<br>- | -<br>-  | -<br>- | -<br>- | -<br>-  | 14<br>17 | -<br>-             | 11<br>2 | -<br>- | -<br>- | 1<br>3 | -<br>-  | -<br>-   | 2<br>12 |
| 平成27年度  | 件数<br>面積 | 21<br>12 | 11<br>6             | -<br>- | 2<br>1  | 1<br>1 | 2<br>1 | 1<br>1  | 10<br>6  | -<br>-             | 10<br>6 | -<br>- | -<br>- | -<br>- | -<br>-  | -<br>-   | -<br>-  |

備考) 県治山課調べ

ウ 森林の保全管理<森林整備課>

適正な間伐の実施や、広葉樹施業、複層林施業の導入等により、野生生物の生息地・生育地の環境改善を図った。

林野火災や森林病害虫等による森林の被害は、森林の有する多面的機能を低下させる原因となる。

そのため、過去に森林被害が発生した場所や時期、原因等をGISに登録し、関係機関や市町村等に周知

するなど、県民の森林被害防止意識の向上に努めている。

また、県内の松くい虫被害は、県南東部を中心に13市7町1村に渡り、次第に北部へ拡大しつつある。

平成27年度においては、被害面積246ha、被害材積は1,902m<sup>3</sup>となっている(表2-1-5)。このため、「森林病害虫等防除法」に基づき、各種防除事業を総合的に推進している(表2-1-6)。

表2-1-5 松くい虫の被害状況

| 地域 | 年度 | H25    |                     | H26    |                     | H27    |                     |
|----|----|--------|---------------------|--------|---------------------|--------|---------------------|
|    |    | 面積(ha) | 材積(m <sup>3</sup> ) | 面積(ha) | 材積(m <sup>3</sup> ) | 面積(ha) | 材積(m <sup>3</sup> ) |
| 岐  | 阜  | 48     | 42                  | 45     | 35                  | 55     | 30                  |
| 西  | 濃  | 1      | 64                  | 0      | 25                  | 0      | 26                  |
| 揖  | 斐  | 2      | 18                  | 0      | 12                  | 0      | 0                   |
| 中  | 濃  | 0      | 0                   | 0      | 0                   | 12     | 126                 |
| 郡  | 上  | 0      | 0                   | 0      | 0                   | 0      | 0                   |
| 可  | 茂  | 101    | 699                 | 76     | 260                 | 68     | 572                 |
| 東  | 濃  | 262    | 845                 | 169    | 566                 | 91     | 988                 |
| 恵  | 那  | 236    | 475                 | 275    | 346                 | 16     | 141                 |
| 飛  | 騨  | 10     | 72                  | 0      | 65                  | 4      | 19                  |
|    | 計  | 659    | 2,215               | 565    | 1,309               | 246    | 1,902               |

備考) 県森林整備課調べ

表2-1-6 松くい虫の防除対策実績

| 防除方法          | 年度 | H25 | H26 | H27 |
|---------------|----|-----|-----|-----|
| 被害木の駆除事業 (m³) |    | 103 | 250 | 180 |
| 薬剤の地上散布 (ha)  |    | 0   | 0   | 0   |

備考) 1 県森林整備課調べ  
2 被害木の駆除事業量は、駆除、予防(薬剤の地上散布以外)の合計事業量

2 希少野生動植物の保護<自然環境保全課>

(1) 岐阜県レッドデータブックの公表及び「岐阜県希少な野生生物保護要綱」の制定

本県においても、近年、様々な人間の社会活動により、自然環境の悪化が引き起こされ、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月1日に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001-岐阜県レッドデータブック」として取りまとめて公表するとともに、掲載した519種を後世に引き継ぐことを目的に「岐阜県希少な野生生物保護要綱」を制定した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐

阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を、平成25年度には「岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版」を公表した。

(2) 「岐阜県希少野生生物保護条例」の制定

県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するために、平成15年3月19日岐阜県条例第22号として「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月11日に16種(両生類1種、魚類2種、植物13種)の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月4日にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。

表2-1-7 岐阜県レッドデータブック  
岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物の一覧

| 分類群    | 植物  | 哺乳類 | 鳥類 | 両生類・爬虫類 | 魚類 | 昆虫類 | 貝類 | 合計  |
|--------|-----|-----|----|---------|----|-----|----|-----|
| 絶滅     | 0   | 0   | 0  | 0       | 0  | 4   | 0  | 4   |
| 野生絶滅   | 0   | 0   | 0  | 0       | 0  | 0   | 0  | 0   |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 243 | 7   | 5  | 2       | 8  | 28  | 6  | 299 |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 167 | 6   | 7  | 4       | 5  | 28  | 14 | 231 |
| 準絶滅危惧  | 109 | 8   | 21 | 4       | 14 | 77  | 14 | 247 |
| 情報不足   | 34  | 1   | 8  | 4       | 4  | 33  | 18 | 102 |
| 合計     | 553 | 22  | 41 | 14      | 31 | 170 | 52 | 883 |

資料：岐阜県レッドデータブック

備考) 県自然環境保全課調べ

岐阜県レッドデータブックのカテゴリー定義

| カテゴリー  | 基本概念                          | 選定要件   |
|--------|-------------------------------|--|
| 絶滅     | 県内では、すでに絶滅したと考えられる種           | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種   |
| 野生絶滅   | 県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種       | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種                                |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 県内において、絶滅の危惧に瀕している種           | 生息・生育数が極めて少なく、または生息・生育環境も極限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種   |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 県内において、絶滅の危惧が増大している種          | 生息・生育数がかなり少なく、または生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種   |
| 準絶滅危惧  | 県内において、生息・生育を存続する基盤が脆弱な種      | 生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現時点では直ちに絶滅が危惧されるほどではないが、環境の変化によっては個体数のさらなる減少が危惧され、絶滅危惧として上位ランクに移行する要素を有する種 |
| 情報不足   | 県内において、評価するだけの生息・生育情報が不足している種 | 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る要素を有しているが、生息・生育状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種                       |

資料：岐阜県レッドデータブック

備考) 県自然環境保全課調べ

### 3 外来生物の防除や野生鳥獣の保護及び管理の推進

#### (1) 特定外来生物の防除について〈自然環境保全課〉

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたらす事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成19年3月にはアルゼンチンアリが、平成20年6月にはセアカゴケグモが生息確認された。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成26年度に1町が新たに確認を受け計23市町に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計24市町になった。なお、平成27年度には、アライグマ468頭、ヌートリア779頭が捕獲（狩猟及び有害捕獲による頭数を含む）された。

#### (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組〈自然環境保全課〉

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づきニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画（第二期）を策定した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として199頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、これまで目撃等のなかった養老山地で生息が確認されたことから、人身被害や農林業被害を防止するため、地域住民に対してツキノワグマの生態や被害防除方法を普及啓発する説明会を開催した。

イノシシについては、前年度に引き続き狩猟期間を1ヶ月（2/16～3/15）延長して捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を1ヶ月延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

#### (3) カワウ被害防止対策の推進〈里川振興課水産振興室〉

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、平成27年度は11漁業協同組合が行う駆除事業に対して支援した。また、県内最大のカワウ繁殖地である船附鳥獣保護区（輪之内町）のコロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行った。さらに、カワウのコロニーにおける追い払い、県内河川のカワウの飛来数並びにカワウのコロニー及びねぐらにおける生息羽数調査を実施した。

## 第2節 身近な自然環境の保全と再生

### 1 身近な水辺の保全

#### (1) 里川システムの保全、活用、継承〈里川振興課〉

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。

この「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたって守り伝えていくため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」アクションプランに基づく取組みを着実に進めていく。

図2-1-2 長良川システム



#### (2) 水田魚道の設置促進〈農村振興課〉

水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、水路間の落差や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置の促進を進めている。平成27年度は、海津市などで「水田魚道の設置研修会」を実施し、地域の方へ水田魚道の必要性や効果、設置方法など学んでいただいた。これまでに15地区の水田魚道が設置されている。

#### (3) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施〈農地整備課〉

ホタルやトンボなどが生息する自然環境に配慮した水路や、親水施設、水辺の散策路など身近な自然に親しむことのできる農村空間の整備を、地域の合意形成を図りながら進めている。

##### ア 環境に配慮した農業農村整備事業の実施

農業生産基盤整備事業では、自然環境との調和に配慮した整備を推進しており、地域の生き物調査などから必要に応じて、その地域で守るべき水生生物等の生息環境を考慮した工法を、住民協働にて選定し工事を実施した。

##### イ 希少生物保全推進事業の実施

農業農村整備事業において、希少生物や地域として保全が必要な生態系に配慮した工事を実施した場合、従来工法との差額のうち地元負担分を支援し、自然と共生する農業農村づくりを推進した。

##### ウ 農村地域のビオトープ化の推進

農村地域に広範に存在するため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近なビオトープ空間の整備を行った。

##### エ 自然と親しむ場の整備

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。

（平成27年度 1箇所）

#### (4) 治山事業〈治山課〉

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、山地治山、水源地域等保安林整備、防災林整備等各種治山事業を計画的に推進した。

また、砂防事業と連携し、流域の一体的な整備を行う仕組みを「里山砂防」と位置づけ、重点箇所の整備を実施している。